

## 持続可能な地域コミュニティ形成に向けた取組検証会議設置要綱

### (設置及び目的)

第1条 2019年にとりまとめた「持続可能な地域コミュニティのあり方に関する有識者会議の提案書」を受け、これまで実施してきた持続可能な地域コミュニティ形成に係る取組の効果を検証するため、持続可能な地域コミュニティ形成に向けた取組検証会議（以下「検証会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検証会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 取組の効果検証及び評価に関すること
- (2) 取組の今後の方向性に関すること
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要なこと

### (委員)

第3条 検証会議は、別表第1に掲げる関係団体等の委員で構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、所掌事項が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 検証会議は、市長が招集する。

- 2 検証会議には、市長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議へ出席させ、意見を聴取することができる。

### (座長)

第6条 検証会議には、座長を置くものとし、委員のうちから市長が指名する。

- 2 座長は、会務を総理し、検証会議を代表する。
- 3 座長は、検証会議の進行を行う。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する委員がその職務を代理する。

### (庶務)

第7条 検証会議に関する庶務は、市民局まちづくり推進部まちづくり企画課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この要綱は、2025年（令和7年）12月8日から施行する。

持続可能な地域コミュニティ形成に向けた取組検証会議委員名簿

委員：選任期間 2025 年（令和 7 年）12 月 8 日から所掌事項が終了するまで  
別表第 1（第 3 条関係）

	名前	所属等
委員	櫻井 常矢	福山市持続可能な地域コミュニティ形成に関する政策アドバイザー 高崎経済大学地域政策学部 教授
委員	佐藤 裕幸	福山市連合民生・児童委員協議会 会長
委員	高野 孝行	福山市自治会連合会 副会長
委員	三木 智恵	ふくやま地域づくり塾修了者
委員	宮前 良平	福山市立大学 都市経営学部 准教授
委員	米倉 隆介	福山市 CIO 補佐官
委員	落合 史典	福山市市民局長